

生駒市条例第 8 号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

生駒市長 山下 真

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「平成 15 年度から平成 17 年度まで」を「平成 18 年度から平成 20 年度まで」に改め、同条第 1 号中「18, 000 円」を「23, 400 円」に改め、同条第 2 号中「27, 000 円」を「23, 400 円」に改め、同条第 3 号中「36, 000 円」を「35, 100 円」に改め、同条第 4 号中「45, 000 円」を「46, 800 円」に改め、同条第 5 号中「54, 000 円」を「58, 500 円」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(6) 令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者 70, 200 円

第 6 条第 3 項中「又は第 4 号ロ」を「、第 4 号ロ又は第 5 号ロ」に、「から第 4 号」を「から第 5 号」に改める。

第 19 条中「第 31 条第 1 項後段」の次に「、第 33 条の 3 第 1 項後段」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 18 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 17 年度分までの保険料につ

いては、なお従前の例による。

(平成 18 年度及び平成 19 年度における保険料率の特例)

3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 28 号。以下「平成 18 年介護保険等改正令」という。）附則第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成 18 年度の保険料率は、新条例第 4 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第 4 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、新条例第 4 条第 1 号に該当するもの 30,800 円
- (2) 新条例第 4 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 2 号に該当するもの 30,800 円
- (3) 新条例第 4 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 3 号に該当するもの 38,800 円
- (4) 新条例第 4 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 5 号）附則第 6 条第 2 項の適用を受けるもの（以下この項において「第 2

項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1号に該当するもの 35, 100円

(5) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの 35, 100円

(6) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 42, 500円

(7) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第4号に該当するもの 50, 500円

4 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 新条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第1号に該当するもの 38, 800円

(2) 新条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税

が課されていないものとした場合、同条第 2 号に該当するもの 38,800 円

(3) 新条例第 4 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 3 号に該当するもの 42,500 円

(4) 新条例第 4 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第 6 条第 4 項の適用を受けるもの（以下この項において「第 4 項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第 4 条第 1 号に該当するもの 46,800 円

(5) 新条例第 4 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第 4 項経過措置対象者に限る。）が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 2 号に該当するもの 46,800 円

(6) 新条例第 4 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第 4 項経過措置対象者に限る。）が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 3 号に該当するもの 50,500 円

(7) 新条例第 4 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第 4 項経過措置対象者に限る。）が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 4 号に該当するもの 54,200 円